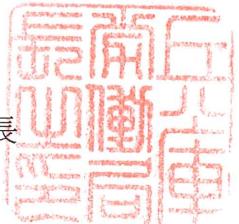


兵労発総0207第2号5
平成29年2月7日

各関係団体の長 殿

兵庫労働局長



平成29年度労働基準監督官採用試験について（依頼）

平素は、労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準監督官につきましては、労働者が安心して働く職場環境を実現するために、法定労働条件を遵守させ、労働条件の向上を図ることを任務とする専門職員であり、厚生労働省では、労働基準監督官として相応しい資質を備えた人材の確保に努めているところです。

この度、平成29年度労働基準監督官採用試験の日程が決まり、受付期間（インターネット申込み）は「平成29年3月31日（金）から同年4月12日（水）まで」となっています。

つきましては、労働基準監督官採用試験に係るポスター、パンフレットを送付させていただきますので、ポスターの掲示、パンフレットの配布、広報誌への掲載に特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

労働基準監督官 Labour Standards Inspector 採用試験 2017



Labour Standards Inspector

労働基準監督官とは

全国では、約410万の職場で約5,300万人が働いています。働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などの労働基準関係法令で定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されています。

労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などで規定されている労働監督制度の趣旨に従い、労働基準法により労働基準監督官分限審議会の同意がない限り罷免されません。

厚生労働省と労働基準行政

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。これらはすべて国の機関です。

なお、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校が設置されており、また、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働者健康安全機構があります。

厚生労働省労働基準局



厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働ける職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局に対する指揮・監督などを行っています。

都道府県労働局



都道府県労働局は、労働基準行政の運営について、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を行うとともに、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。都道府県労働局の内部組織は、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等部(室)に分かれており、労働基準部には、各局の行政需要の大きさに応じて異なりますが、一般的に、監督課、健康安全課、労災補償課および賃金課(室)があります。

労働基準監督署



労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

(都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。)



昭和60年任官
愛知労働局半田労働基準監督署
署長

柳澤 隆文
YANAGISAWA TAKAFUMI



▶ 監督業務について

労働基準監督署では、安心・安全・健康に働く職場作りに向け取り組んでいます。一方、労働の現場では、新聞やテレビでも報道されるようにサービス残業、長時間労働による健康障害、メンタルヘルス不調、重篤な労働災害など様々な問題が発生しています。さらに、社会情勢に応じて労働者の働く環境は変化し、それに伴い働き方改革の実現など社会が求める課題も変わっていきます。このような問題や課題に的確に対応して、労働者の労働条件の確保改善、安全や健康の確保を図ることが労働基準監督官にとっての大きな使命です。

職場でのトラブルに遭っている労働者からの相談に対しては、しっかりと耳を傾けて状況を把握し、相談者が指導を望む場合は速やかに臨検を実施して事業主に事実確認を行います。また管内状況を基に計画的に実施している企業への臨検の際にも、労働基準法や労働安全衛生法など関係法令に違反する状態がないか厳しい目で見て分析・判断します。

これらの臨検で法違反と認定した事項については事業主に

対して是正勧告を行いますが、単に法違反の指摘だけではなく、法の根拠や趣旨を十分説明することで事業主の自発的な是正を促し、問題を再発させない適切な労務・安全衛生管理が定着するよう指導もしています。したがって、労働者や事業主とのコミュニケーション力は労働基準監督官として求められる重要な能力です。

しかし、人と人との関係の中で行う業務では、時には困難な状況に直面することもあります。そのような時にも、「労働基準監督官が書く1枚の指導書が企業を変え、そこで働く労働者が安心して働けるようになる。」との思いを強く胸に抱き、労働基準監督官は粘り強く事業主への指導を行っています。

社会情勢全体から労働者一人ひとりの声に至るまで幅広くアンテナを張り、管内の労働の場における課題を見極めて積極的に行動のできる方、誰もが安心して働ける社会を作るために、労働基準監督官という仕事にチャレンジしてみませんか。お待ちしています。

労働基準監督官の現場



平成5年任官
新潟労働局新潟労働基準監督署
第一方面主任監督官

山田 道人
YAMADA MICHITO

第一方面主任監督官のとある1日

8:30	↓	決裁書類の処理	
9:00	↓	方面会議	
10:00	↓	司法事件の聴取	
12:00	↓		
13:00	↓	建設現場の臨検	
15:00	↓	書類決裁・事案協議	
16:00	↓	是正報告受理・指導	
16:45	↓	労働相談票の確認	
17:15			

▶ 司法警察事務について

労働基準監督官の仕事は、違法状態を是正させ、そこで働く人の職場環境を守ることです。一方で、再三の指導に従わず、重大・悪質な法違反を繰り返すようなケースでは、司法警察権限行使し、送検手続をとることもあります。私が主担当として捜査した事件を紹介します。

多店舗を運営する企業のケースでは、ある店舗の残業代の不払を是正指導しても、別の店舗で残業代の不払を再発させるなど法違反を繰り返していたため、労働局長が異例の警告書を交付して是正の徹底を指示しました。しかし、その数か月後、本店で残業代の不払が、継続していることが労働者の通報により発覚したため、捜査に着手し、企業幹部の取り調べをするなど事実関係を固め、検察庁へ書類送検しました。

また、賃金不払のケースでは、行政指導での解決が図られず、捜査に着手したもの、事業主が再三の出頭要求にも応じないため、張り込みにより事業主の動向を把握した上、事業主の在宅を狙い自宅と事務所を同時に強制捜査して必要な証拠資料を押収しました。労働基準監督署が強制捜査できることに驚いたのか、その後事業主が出頭に応じたので、取り調べをし、検察庁へ書類送検しました。

労働基準監督官は、仕事を通じて、社会に貢献できるとともに、あらゆる職場に立ち入り、さまざまな業種の実情や特殊性などを肌で感じることで、人生経験が豊かになる魅力もあります。志高く、熱意あるあなたにとって、充実感を味わえる仕事となることでしょう。



平成21年任官
熊本労働局熊本労働基準監督署

星川 知子
HOSHIKAWA TOMOKO

安全衛生課の労働監督官のとある1日

7:45 保育園へ送迎



8:30 労働安全衛生法に基づく足場などの計画届の審査



10:00

11:00

12:00 安全講習会で説明



13:30

15:00

17:15 建設現場に対する個別指導



18:00 労働者死傷病報告などの処理業務



18:00 保育園にお迎え

▶ 安全衛生関係業務について

岩手労働局から異動し熊本労働基準監督署安全衛生課に配属され、落ち着く間もなく平成28年4月、熊本地震が発生しました。

発生時刻が夜中だったため、労働災害に関する大きな被害はありませんでしたが、建物や道路は甚大な被害を受けました。地震発生直後から実施している安全パトロールでは不眠不休の復旧作業を行う現場を目の当たりにする一方で、ヘルメットをかぶらず、安全帯(命綱)を使用せずに屋根の上で作業を行う現場がしばしば見られ、注意すると「労基署は復興の邪魔ばすっとか」といった声を受けることもありました。復旧作業を急ぐあまり「安全に対する意識が下がっている」状況の中で労働基準監督署としてやるべきことは何か、労働基準監督署の存在意義は何かを考える日々が続きました。また、被害を受けた建物の解体作業が本格化すると、

石綿の問題がでてきました。石綿とは、保温材、断熱材として建物の中に使用されており、解体時などに吸込むと肺がんや中皮腫を発症するため、労働者のばく露防止が義務づけられているものです。解体する建物の石綿含有状況を調査しない、防じんマスクを着用しないなど、問題は日々変化しました。問題解決のため解体業者に対する安全講習会の開催、パンフレットの作成及び配付、パトロールの様子の広報など課内でアイデアを出し合い粘り強い指導を続けた結果、現場の安全衛生に対する意識向上につなげることができました。

安全衛生課の仕事は、講習会など外部に発信する機会が多く、アイデア次第で新しいことをどんどん実行できる部署です。やる気のあるみなさんをお待ちしています。

労働基準監督官の現場



平成25年任官
北海道労働局釧路労働基準監督署

池田 健二
IKEDA KENJI

労災課の労働基準監督官のとある1日

8:30	↓	労災保険の給付請求書の審査	
10:00	↓	窓口業務	
11:00			
12:00	↓	障害認定	
13:30	↓	請求人面談(府外業務)	
15:30	↓		
16:00	↓	課内会議	
17:15			

▶ 労災補償業務について

私は、今年度から労災補償業務を担当しています。労災補償業務は、仕事や通勤が原因で怪我をしたり病気にかかった方に対して労働者災害補償保険法に基づいて各種の補償を行う仕事です。

主な仕事は労災保険の給付請求書を審査して、保険給付をすべきものかどうかを判断することですが、事案によっては外に出て、請求人や医師から聴取を行うこともあります。また、日常的に、窓口や電話で労災に関する相談に対応していますが、労災保険の請求が初めての方も多いため、不安を解消できるよう丁寧な説明を心がけています。このほか、障害の認定業務では、特殊な測定器具の使用やエックス線写真の読影（読み解くこと）を行う場合もあり、経験とともに医学的な知識が身につ

いていきます。

最近は、「過労死」が注目される中、脳・心臓疾患や精神疾患の労災請求事案も増えていますが、その調査項目は多岐にわたるため、事案検討会議で処理方針を検討した上で、労働時間や就労の実態などを迅速かつ的確に調査し、保険給付をすべきものかどうかの判断を行っています。

労災補償業務は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償など、労働者やそのご家族の生活に直結しているため、監督業務や安全衛生業務とは違った面で意義のある仕事です。

労働基準監督官を目指す意欲と使命感にあふれる皆さんをお待ちしています。



平成22年任官
福島労働局富岡労働基準監督署

山川 潤
YAMAKAWA JUN

富岡労基署の労働基準監督官のとある1日



▶ 福島第一原子力発電所の廃炉作業関係について —

平成23年の東日本大震災発生時、私は大阪府内の労働基準監督署で勤務していました。

震災から2年後、震災復興のお手伝いがしたいという希望が叶い、福島県内の労働基準監督署へ異動し、現在、東京電力福島第一原子力発電所（1F）を管轄する富岡労働基準監督署に勤務しています。

富岡労働基準監督署では、定期的に、1F敷地内で廃炉作業に携わる会社に対する臨検を行っており、私も毎月のように1Fに立ち入っています。

1F敷地内はかなりの場所が除染され、作業服だけの軽装備で立ち入れるエリアが増えてきていますが、高線量エリアも点在しているため、臨検時は、化学防護服や全面マスクを着用しています。署内で手順などを事前に入念な打合せをし、現場では線量

計を片手に常に放射線量を測定しながら、迅速に調査を行っています。

1Fの廃炉に向けては、福島県内だけでなく全国から労働者が集まり、福島県の一日も早い復興のため、これまで誰も経験したことのない作業を試行錯誤しながら行っています。私は、廃炉作業に従事してくれている人たちが安心して働く職場環境を整える労働基準監督官の仕事にとてもやりがいを感じています。

熱い気持ちのあるみなさん。私と一緒に復興のお手伝いをしてみませんか。

女性監督官からのメッセージ

Message



平成7年任官
東京労働局
渋谷労働基準監督署
第一方面主任監督官

藤原 尚子
FUJIHARA NAOOKO



平成13年任官
愛媛労働局
宇和島労働基準監督署
監督・安衛課長

江原 紀子
EHARA NORIKO



平成24年任官
高知労働局
安芸労働基準監督署

河野 麻子
KOUNO ASAKO

以前事業主から「女性で労働基準監督官の仕事は大変ですね」と言われたことがあります。特に若い時は、年上の事業主を相手に労働基準法などの法令違反を是正させることは大変だと思います。しかし、臨検ではエヌテ業界など女性監督官の方が入りやすい業種もありますし、強制捜査で自宅などの捜索を行う場合は女性監督官が不可欠です。女性が活躍できる場はたくさんあります。ただし、能動的な業務が多いので、自分の判断で積極的に動いていくことが必要です。行動力のある方をお待ちしております。

労働基準監督署には、労働に関する様々な相談が寄せられます。最近は働く女性が増え、中には「女性職員に相談したい」と言われる相談者や「労働基準監督署は男性職員が多く女性は相談しにくいと思っていたが、女性職員だと相談しやすい」と安心される事業主もあり、女性の労働基準監督官も必要とされている仕事だと実感しています。

時には苦労する事もありますが、身近に、そして全国に、第一線で活躍している女性監督官がたくさんいますので、気軽に相談してください。一緒に働きましょう。

働く女性が増えている中で、その立場や気持ちを理解できる女性監督官の需要は、年々高まっています。労働基準監督官は一筋縄ではいかない事業主に誠実な姿勢と熱い気持ちで粘り強い説得を繰り返し、労働基準関係法令の遵守を指導するタフな仕事ではありますが、他のどの仕事にもない達成感とやりがいを感じることができます。結婚や出産を経て活躍中の女性監督官も数多くいますので、安心して働けますよ。

東京・大阪過重労働撲滅特別対策班からのメッセージ

Message



平成 12 年任官
東京労働局
過重労働撲滅特別対策班
特別監督官

宮地 剛史
MIYAJI TAKESHI

ある日の朝、違法な長時間労働を繰り返している企業の複数の拠点に対して、刑事訴訟法に基づく強制捜査を一斉に開始するため、複数の労働局や労働基準監督署に勤務する数十名の労働基準監督官が全国数か所に分かれ、それぞれの拠点に集合しました。この日のため特別に編成されたチームで、私は「東京かとく」の班員として、本社の強制捜査の指揮に当たりました。

悪質な労働基準法などの法違反に対しては、積極的な送検手続を行なうことも労働基準監督官にとって重要な使命です。司法警察事務は、証拠品の押収のほか、取調べや関係機関への照会、検察庁との協議など、多くの時間と労力が必要ですが、罰則の適用をもって企業に真摯な反省を促し、労働者やその家族の暮らしを大きく改善することができる業務だと思います。あなたも労働基準監督官として、労働者やその家族が安心して暮らせる社会と一緒に作っていきませんか？



平成 11 年任官
大阪労働局
過重労働撲滅特別対策班
特別監督官

濱口 直也
HAMAGUCHI NAOYA

私は過重労働撲滅特別対策班、通称「大阪かとく」に所属し、大企業の過重労働事案の捜査を主に担当しています。

数百人、時には数千人分の労働者の勤怠記録を分析して労働基準法などの法違反があるか調べたり、勤怠記録が虚偽の時刻へ修正されている事例もあるなど、捜査には困難なこともたくさんあります、「かとく」のメンバー7人で協力して取り組んでいます。

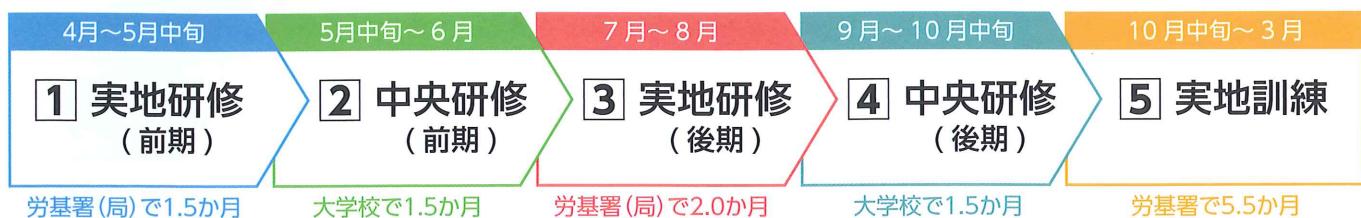
過重労働をなくし、労働者が安心して働ける環境を作るために、私たちと一緒に労働基準監督官として働きませんか？



労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に関する基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修(前期及び後期)を約3か月間にわたり受講することになります。

また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます(安全衛生業務基礎研修、労災補償業務基礎研修、専門研修、署長研修など)。

採用後1年間のスケジュール例



① 実地研修(前期)

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務
- 労基署業務の実務補助、工場見学など

③ 実地研修(後期)

- 相談、各種届出などの対応
- 労基署業務、安全衛生業務、司法警察事務などの実施要領など

② 中央研修(前期) 主なカリキュラム

- | | |
|-----------|---------|
| ●一般法学 | ●安全衛生業務 |
| ●労働基準関係法令 | ●その他 |
| ●監督業務 | |

④ 中央研修(後期) 主なカリキュラム

- | | |
|---------|---------|
| ●一般法学 | ●司法警察事務 |
| ●監督業務 | ●その他 |
| ●安全衛生業務 | |

新人監督官からのメッセージ

労働基準監督官の仕事は、説明会などで聞いていたとおり、外に出て会社を訪問する業務が多く、いろいろな人と会うことができる魅力ある仕事です。また、臨検の場では労務管理や安全衛生管理の状況を確認するのみならず、最新の機械設備の安全対策などに直接触れることができ、様々な知識も増え、楽しみながら仕事をしています。労働基準監督官の仕事は幅広い知識とコミュニケーション力が必要ですが、先輩監督官から丁寧に仕事を教えていただく中で成長を感じています。ぜひ一緒に働きましょう。

人は働くことを通じて学び、成長するものだと思います。私も、労働基準監督官に任官してから様々な経験をし、日々知識の習得に励んでいます。しかし労働の現場では、違法な長時間労働やサービス残業などを強いられる劣悪な労働環境に置かれた労働者が、数多く存在します。このような劣悪な労働環境を改善し、誰もが安心して働き、幸せになることができる社会のため活動する労働基準監督官の仕事に、とてもやりがいと誇りを感じています。もちろん、仕事に対する不安もありますが、いざという時に頼ることができる、同じ志を持つ200人の同期が全国にいます。多くの仲間が支えになってくれ、私にとってとても心強い存在です。皆さんも労働基準監督官として一緒に働きませんか。

平成28年任官
和歌山労働局
和歌山労働基準監督署



大矢 雄希
OOYA YUUUKI

平成28年任官
青森労働局
青森労働基準監督署



西浦 奈実
NISHIURA NAMI

**労働基準監督官が働く場所は、
全国の労働基準監督署だけではありません。
都道府県労働局、厚生労働省本省でも活躍しています。**



昭和60年任官
島根労働局長
浅野 茂充
ASANO SHIGEMITSU

私は今、島根労働局長として島根県内の国の労働行政を統括指揮しています。労働基準監督官の主任務は、労働者の命と健康を守り、事業主に法定労働条件を遵守させることです。労働基準監督官として力をつければ、必ず正義感や使命感、卓越した行政能力が習得できます。それらは、多くの人々に様々な手を差し伸べる幅広い労働行政の、あらゆる場面に必要とされています。また、労働基準監督官になれば、日々充実した社会人生活を送ることができます。ぜひ、私たちと一緒に、我が国のために、あなたの力を尽くしてみませんか。



昭和62年任官
神奈川労働局
総務部長
丸山 陽一
MARUYAMA YOICHI

私が最初に担当した強制捜査は、22年前の月100時間を超える時間外労働に対する残業代の不払い事件で、検察庁の応援を受け会社、居宅を一斉に捜索しました。当時は、過労死という言葉が社会的に認知され始めた頃でしたが、今日においても過労死の労災認定は依然として多い状況であり、労働基準監督官の重要性は一層高くなっています。さらに、労働基準監督官の活躍のフィールドは、労働基準監督署、労働局、厚生労働本省と広範であり、皆さんの知的好奇心や熱意をかきたて、誇りを持って従事できると思える職務が多くあるはずです。労働局の採用説明会などに積極的に参加し、労働基準監督官の現場を見て、聞いて、実感してください。



平成11年任官
栃木労働局
労働基準部監督課長
西川 聰子
NISHIKAWA SATOKO

労働局監督課では、第一線の労働基準監督署での監督業務が円滑かつ効率的に行えるよう、労働局全体の指導方針の策定や、労働基準監督署が抱える難しい問題へのサポートなどをしています。労働基準監督官の仕事は、過重労働による健康障害や労働災害の防止、安心して働く労働条件の確保という働くすべての人に関係するものです。私自身も子育ての真っ最中で、生活と仕事を両立するための長時間労働の削減の重要性を日々痛感しています。身近でやりがいのある労働基準監督官の仕事に一緒に取り組んでみませんか。



平成19年任官
厚生労働省
労働基準局監督課
社会保険労務士係長
神子沢 啓司
KAMIKOZAWA KEIJI

労働基準監督署で監督業務を経験した後、厚生労働本省で様々な業務に携わっています。本省では、国が定める賃金の最低額である最低賃金額の改定に向けた審議会の運営やICTを活用した在宅勤務（テレワーク）の普及に向けた施策の企画立案などを担当し、現在は社会保険労務士法の施行に関する業務を担っています。本省の業務は幅広く、様々な関係者との調整が必要なケースもあり、複雑困難な仕事もありますが、国の重要な施策を担っていることの責任感と充実感を感じることができます。

労働基準監督官は、長時間労働の是正や多様なライフスタイルの実現に向けた「働き方改革」を推進していく中で、今後益々、活躍の場が広がるものと思います。「働き方改革」の一翼を担う使命感を持った皆さんをお待ちしています。



平成22年任官
厚生労働省
労働基準局監督課
監督係
齊藤 暢記
SAITOU MASAKI

本省監督課では、様々な課題に対して全国の労働基準監督官がどのように対応するか、どういったことに留意して業務に取り組むべきか方針を決めています。また、国会審議など、社会的にどのようなことが労働基準監督官に求められているかを汲み取り施策に反映していくことも重要な仕事です。私たちも現場での経験があるからこそ、どのようなことに苦労するのか理解でき、全国の労働基準監督官が業務を行いやすいようサポートすることに努めています。

今、まさに労働基準監督官に関心や注目が集まっています。熱い気持ちを持った方をお待ちしております。



昭和60年任官
厚生労働省労働基準局監督課
主任中央労働基準監察監督官

高井 吉昭
TAKAI YOSHIAKI

東京労働局、大阪労働局に「過重労働撲滅特別対策班」(「かとく」)が設置されて約2年が経過しました。「かとく」の送検事案は「ガイアの夜明け」、「クローズアップ現代」で紹介され、また、昨年末には日本を代表する広告最大手企業への調査が大きく報道されました。一方、全国321か所の労働基準監督署では、日々労働基準監督官が違法な長時間労働や若者の使い捨てが疑われる企業、重大災害を発生させた企業へ厳しい指導を続けています。また、福島県では、原子力発電所における廃炉作業などに携わる労働者の労働条件の確保、健康障害防止が大きな課題となっています。

今、労働基準行政への注目と期待は高まり、その果たすべき使命はかつてないほど大きく、重くなっています。まさにこの時に、労働基準監督官を目指すあなたの熱き思いをこの仕事に賭けてほしいと思います。あなたの選択と決断に期待しています。

採用後の待遇・福利厚生 Q&A

Q.1 採用後の異動や昇進などについて教えてください。

A.1 採用後は、原則として、全国の労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働省本省も含めて最初の配属先とは別の都道府県労働局管下の労働基準監督署などに異動することになりますが、将来的には、生活の本拠となる都道府県労働局に異動し、管下の労働基準監督署などを中心に勤務することになります。

また、本人の能力、適正などにより、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進します。

Q.2 給与について、教えてください。

A.2 初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表(一)1級の26号俸(179,900円)^{*}に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。東京、大阪、名古屋などの主要都市に勤務する場合には、地域手当が支給されることとなります。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

*「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された場合は、上記給与額に変更が生ずることがあります。

Q.3 休暇について、教えてください。

A.3 いわゆる有給休暇については、4月に入省した場合、4月～12月までの間に15日間の取得が可能です(使用しなかった分は、翌年に繰り越されます)。翌年からは、毎年1月に20日分の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。このほか、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度などがあり、取得促進を図っています。

Q.4 福利厚生について教えてください。

A.4 国家公務員の各種の福利厚生施設及び制度を利用できます。

試験要綱

受験資格

- 昭和 62 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれの者
- 平成 8 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者及び平成 30 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間：平成 29 年 3 月 31 日（金）9:00～4 月 12 日（水）受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】

インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>】

採用予定者数

労働基準監督 A (法文系)

約 170 名

労働基準監督 B (理工系)

約 40 名

第 1 次試験

平成 29 年 6 月 11 日（日）9:05（受付開始）9:35（試験開始）～18:05（試験終了）

第 1 次試験合格者発表日

平成 29 年 7 月 4 日（火）9:00

第 2 次試験

平成 29 年 7 月 12 日（水）・13 日（木）・14 日（金）

第 1 次試験合格通知書で指定する日時（日時の変更は、原則として認められません。）

最終合格者発表日

平成 29 年 8 月 23 日（水）9:00

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第 1 次試験地	問合せ先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区八条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区西賀茂通御池上ル金吹町 451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、

労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

